

太田市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市に住所を有する母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号（法第31条10において準用する場合を含む。）の給付金として支給する太田市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）及び太田市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）について、法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象資格)

第2条 訓練促進給付金及び修了支援給付金（以下これらを「給付金」という。）の支給の対象となる資格は、就職の際に有利であり、かつ、法令の定めにより養成機関において修業を必要とする次に掲げるものとする。

- (1) 看護師（准看護師を含む。）
- (2) 介護福祉士
- (3) 保育士
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 歯科衛生士
- (7) 美容師
- (8) 栄養士
- (9) 調理師
- (10) 製菓衛生師
- (11) 前各号に掲げるもののほか、太田市の実情に応じて市長が定める資格

(支給対象外)

第3条 給付金の受給資格者であっても、次のいずれかに該当する場合は、給付金を支給しないものとする。

- (1) 太田市又は他の地方公共団体において、訓練促進給付金の支給を受けたことがあること。ただし、他の地方公共団体において訓練促進給付金の支給の決定を受け、その支給期間内に太田市に住所を有することとなった場合は、再度太田市に給付金の支給

の申請を行った上で支給要件を満たしている場合に限り、その残りの支給期間に係る訓練促進給付金及び修了支援給付金を太田市において支給するものとする。

(2) 公共職業安定所の求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第24条に定める訓練延長給付又は同法附則第11条の2に規定する教育訓練支援給付金等の自立支援給付事業と趣旨を同じくする事業による給付を現に受けていること。

(3) 次のいずれの場合にも該当しないにもかかわらず、通信教育による訓練を受けていること。

ア 養成機関が遠隔地にあるため通学が困難な場合等、特にやむを得ないと市長が認める場合

イ 離職するリスクを負うことができず、働きながら資格の取得を目指す場合

2 訓練促進給付金を受給している者が、その訓練期間中に養成機関が定める夏期休業その他の休日又は休暇でないにもかかわらず、月の初日から末日までの間の1日も訓練を受けていない場合は、当該月分の訓練促進給付金は支給しないものとする。

（事前相談の実施）

第4条 給付金の支給を受けようとする受給資格者（以下「受給希望者」という。）は、資格取得の見込み、生活状況等について、事前に市長へ相談するものとする。

（訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給制限）

第5条 訓練促進給付金及び修了支援給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師の養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために看護師の養成機関で修業する場合には、申請により訓練促進給付金を更に支給することができる。この場合において、訓練促進給付金の支給期間は、通算して36月を超えない範囲とする。

3 前項の規定による申請については、第6条の規定を準用する。

（訓練促進給付金の申請）

第6条 受給希望者は、訓練促進給付金の支給の申請をするときは、省令で定める書類を添えて、高等職業訓練促進給付金等支給申請書（様式第1号。以下「支給申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 対象となる資格が職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に規定する公共職業訓練として厚生労働省が定めたものである場合は、前項に規定する書類のほか、公共職業安定所が証明する職業訓練受講給付金等非該当確認書（様式第2号）を提出するも

のとする。

(修了支援給付金の申請)

第7条 受給希望者は、修了支援給付金の支給の申請をするときは、省令で定める書類を添えて、支給申請書を市長に提出するものとする。

(支給の決定)

第8条 市長は、訓練促進給付金又は修了支援給付金の支給の可否を決定した場合は、高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書(様式第3号)又は高等職業訓練促進給付金等支給申請却下通知書(様式第4号)により当該受給希望者に通知しなければならない。

(修了支援給付金の支給時期)

第9条 修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師の養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために看護師の養成機関で修業する場合には、原則として、当該看護師の養成機関の修了日を経過した日以後に修了支援給付金を支給するものとする。

(給付金の額の算定の特例)

第10条 受給希望者が婚姻によらないで母となった女子又は父となった男子であって、現に婚姻をしていないものであり、かつ、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫(以下この項において「寡婦等」という。)に相当するものであるときは、給付金の額の算定に当たっては、当該受給希望者を寡婦等とみなすものとする。

2 前項の規定は、受給希望者から、自らが同項に規定する者に該当する旨の申出があった場合に限り、適用するものとする。

(受給者等の状況の確認等)

第11条 市長は、訓練促進給付金を受給している者(以下「受給者」という。)及び支給対象期間の上限を超えて修業している者(以下「受給者等」という。)の養成機関での在籍を確認するため、当該受給者等に対し定期的に高等職業訓練促進給付金等出席状況報告書(通学用)(様式第5号)又は高等職業訓練促進給付金等出席状況報告書(通信教育用)(様式第6号)の提出を求め、及び年度末ごとに修得単位を証する書類の提出を求めるものとする。

2 市長は、受給者等に養成機関を修業した後の資格取得の状況、就職状況その他の状況について報告を求めることができる。

3 市長は、前2項の規定によるほか、必要に応じ受給者等に給付金の支給に係る報告等

を求めることができる。

(変更の届出)

第12条 受給者は、当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者に係る市民税の課税状況に変更があったとき又は同一世帯に属する者に異動があったときは、その内容を証する書類を添えて、高等職業訓練促進給付金等変更届(様式第7号。以下「変更届」という。)を提出し、支給要件に該当しなくなったときは高等職業訓練促進給付金等資格喪失届(様式第8号。以下「喪失届」という。)を提出するものとする。

(変更の決定)

第13条 市長は、受給者から変更届の提出があった場合において、訓練促進給付金の支給額の変更の決定を行ったときは、高等職業訓練促進給付金等支給額変更決定通知書(様式第9号)により当該受給者に通知しなければならない。

(支給の取消し)

第14条 市長は、受給者から喪失届の提出を受けたとき、又は受給者が支給要件に該当しなくなったことを確認したときは、訓練促進給付金の支給の決定を取り消し、遅滞なく、その旨を高等職業訓練促進給付金等支給決定取消通知書(様式第10号)により当該受給者に通知しなければならない。

(返還)

第15条 市長は、偽りその他の不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、その者に対し、期限を定めて、その支給を受けた給付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に廃止前の太田市母子家庭及び父子家庭高等技能訓練促進費等事業実施規則(平成21年太田市規則第3号の2。以下「旧規則」という。)の規定によってした決定、手続その他の行為であって、この要綱の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした決定、手続その他の行為とみなす。

3 この要綱の施行前に旧規則の規定により訓練促進給付金の支給の決定を受けた者であって、この要綱の施行の日において現に当該決定に係る修業する期間にあるものに係る

訓練促進給付金の支給期間は、旧規則の規定による決定にかかわらず、修業する期間に相当する期間（その期間が36月を超えるときは、36月）とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月11日から施行し、同月1日から適用する。